

第二十六回国会 衆議院 社会労働委員会議録第三十一号

昭和三十二年三月二十八日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事亀山 孝一君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

植村 武一君 加藤鎧五郎君

小島 徹三君 田子 一民君

田中 正巳君 高瀬 傳君

八田 貞義君 古川 文吉君

山下 春江君 赤松 勇君

岡本 隆一君 後夫君

五島 虎雄君 滝井 義高君

中原 健次君 山口シヅエ君

厚生事務官(引

医務局長) 小澤 龍君

厚生事務官(社会局長) 安田 敏君

厚生事務官(引

労働事務官大臣) 田邊 繁雄君

厚生事務官(引

労働政務次官) 伊能 芳雄君

官房総務課長) 村上 茂利君

厚生事務官(引

労働事務官大臣) 尾崎 重毅君

厚生事務官(社

会局保護課長) 川井 章知君

厚生事務官(引

労働政務次官) 専門員

厚生事務官(引

労働事務官大臣) 三月二十六日

(床次徳二君紹介)(第二四七二号) 引揚者給付金等支給法案中の支給範囲に終戦前日蘭印引揚者包含の請願 (床次徳二君紹介)(第二四七三号) 国立病院等の常勤労働者定員化に関する請願

する請願(滝井義高君紹介)(第二四七四号) 健康保険法の一部改正反対等に関する請願(鶴田與吉郎君紹介)(第二五二二号)

請願(有馬輝武君紹介)(第二四七五号)

生活保護法等の一部改正に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二四七六号)

請願(安藤覺君紹介)(第二四七七号)

衛生検査技師の身分制定に関する請願(安藤覺君紹介)(第二四七八号)

同(滝井義高君紹介)(第二四七九号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二五一七号)

同(山花秀雄君紹介)(第二五二一八号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(片山哲君紹介)(第二四七九号)

大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(田中彰治君紹介)(第二四八〇号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二四八一号)

戦没者遺族の待遇改善に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二五六六号)

戦傷病等適用に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二五二〇号)

(滝井義高君紹介)(第二五二二号)

健康保険法の一部改正反対等に関する請願(鶴田與吉郎君紹介)(第二五二二号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

労働福祉事業団法案(内閣提出第一一四号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○藤本委員長 これより会議を開きます

この際お諮りいたします。当委員会に付託されております引揚者給付金等及び遺家扶養に関する調査特別委員会より、連合審査会の開会を申し入れられております。同委員会との連合審査会を開会するに御異議ございませんか。

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決しました。

なお連合審査会の開会の日時につきましては両委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

か。

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決しました。

このように決しました。

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決しました。

労働福祉事業団法案
労働福祉事業団法

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十一条第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、その資金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときには、事業団に出資することができます。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下本条中「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二条 労働福祉事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(法人格)

第一条 労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適かつ能率的に行うことによることを目的とする。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

3 第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

4 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

5 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

6 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福
祉事業団といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)
第十一条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任用する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する

者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党的な役員

3 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれら者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

六 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

七 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

八 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

九 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十一 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十六 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十七 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十八 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

十九 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十一 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十六 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二十七 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

者には、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代理人の選任)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理権の制限)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從事する事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(業務方法書)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(職員の任命)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(事業年度)

第二十条 事業団は、事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(事業年度)

第二十一条 事業団は、毎事業年度、

(決算)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従つて、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下本条中「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

二 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第二十七条规定の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うことができる。

五 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

七 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

八 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

九 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十一 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十二 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十三 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十四 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十五 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十六 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十七 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十八 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

十九 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十一 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十二 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十三 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十四 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十五 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十六 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

二十七 第二項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行なうこと。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができ る。

報告及び検査

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し報告して業務及び資産の状況に関し報告させ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り

り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第一 金銭の運用していただきたい
 二 國債の取得
 三 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
 四 財産の処分等の制限

第二十九条 事業団は 労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとする

林間に、狼男捜査のため出で立つ。

を除き、多額の金額で支拂はなければならない。

第三十条 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(四)

第三十五条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下本条中「公務員」と

（公務員の職務執行の規則）

卷之三

第三十一条 この法律に規定するも

のものと、臺灣の貿易方針会議に關し必要な事項は、労働省令で定める。

十七号」以下「法律第七十七号」と

(監督)
第三十二条 事業団は、労働大臣が
監督する。

いは、障害第十条の規定の適用に

第一類第七號 社會勞動委員會議錄第二十一號

律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により引き継ぐべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十

三条第一項の保険施設及び失業保

險法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日ににおいて第十九条第一項第一号及び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに關する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附屬する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的とし

て、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の特例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

(最初の事業年度の特例)

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設置及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替えるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画についでは、第二十二条中「当該事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の間、自治長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

(労働者災害補償保険法の改正)

2 第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

2 第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による改正する。

2 第二十三条に次の二項を加える。

(労働者災害補償保険法の改正)

2 第二十三条に次の二項を加える。

労働福祉事業団に行わせるものとする。

(失業保険法の改正)

2 第二十七条の二に次の二項を加える。

(印紙税法の改正)

加え、同条に次の二項を加える。

2十七 労働福祉事業団ガ労働

ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ

権利ノ取得又ハ所有權ノ保存

ノ登記

2 第二十七条の二に次の二項を加える。

(印紙税法の改正)

2 第二十七条の二に次の二項を加える。

第 号) 第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の二号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働

社事業団法第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十七 号を加える。

第 号) 第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第 号) 第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十七 号を加える。

労働福祉事業団監理官は、命を受け、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行ふ。

第六条第一項第十一号の二の次に次の二号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

(北海道開発法の改正)

第二十三条 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、労働福祉事業団」を加える。

○伊能政府委員 ただいま議題になりました労働福祉事業団法案についてその提案理由を御説明申し上げます。

御承認のごとく、政府におきましては、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の一環といたしまして、昭和二十四年以来労災病院、傷痍者訓練所その他の労働者災害補償保険施設を、また昭和二十八年以来総合職業補導所、簡易宿泊所その他の失業保険施設の設置及び運営を行なつたのであります。これらは、これらの保険施設は、逐年増加の一途をたどり、現在その数は、未完成のものも含めて、労災病院二十四個所、傷痍者訓練所二個所、総合職業補導所二十三個所、簡易宿泊所十二個所の多さを数えるに至つておる

のであります。

しかし、これらの保険施設の運営の実情を見ますに、まず、労働者災害補償保険の施設につきましては、その施設のうち、労災病院等の経営は、委託契約により、一財団法人に委

託してこれを行わせているのであります。しかし、労災病院の数が少かつた間はと

もかく、すでに二十四にも達せんとす

る労災病院の経営を一民間団体に行わ

せることは、その事務能力、財政能力

等の点から申しましても、責任態勢に

欠けるところがあり適当とは言ひがた

いのみならず、さらに今後この種の施

設の拡張発展に伴い、その適切かつ能

率的運営を期するためには、その方法等について根本的に検討を加える必要

があると存する次第であります。

他方、失業保険関係の施設につきま

しては、総合職業補導所等の施設の存

在は、委託契約により、当該施設の存

する都道府県等に委託してこれを行な

せているのであります。これは、あ

くまで一時的かつ便宜的理由によるも

のであります。しかし、総合職業補導所のこ

とく、國家的見地から統一的運営を必

要とする施設を永続的に都道府県に委

託經營せしめることは、その性格にか

んがみ、必ずしも適切な方法であると

認めがたいものがあるのであります。

右のごとき事情を考慮いたしますと

第三に、事業団の行う業務といたしましては、労災病院、傷痍者訓練所等の労働者災害補償保険施設及び総合職

運営に當る方針が考へられるのでありま

す。

した理由であります。

次に法案の内容について、概略御説

明申し上げます。この法案は、労働者

災害補償保険及び失業保険の保険施設

の設置及び運営を適切かつ能率的に行

わせるため、労働福祉事業団を設立す

ることを定めるとともに、その組織、

業務、財務、会計、監督等に関し、所

要の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に、労働福祉事業団

は、法人といたしますとともに、その

当初の資本金は、事業団の成立に際し

まして、政府が出資する額と地方公共

団体が自治庁長官の承認を受けて出資

する額の合計額といたしております。

しかして政府は、事業団の成立に際し

ましては、労災病院、傷痍者訓練所、

総合職業補導所、簡易宿泊所等の用に

供してある国有の不動産、これに付属

する物品等を事業団に現物出資するこ

とといたしております。

それ四年といたしております。

第三に、事業団の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くこととし、その任期は、それ

といたしてあります。

○藤本委員長 児童福祉法の一部を改

正する法律案を議題とし、審査を進め

ます。質疑の通告がありますのでこれ

を許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 本日生活保護法による医療扶助に關連して質問を申し上げよう

と思つおりましたが、本日の厚生省

の段取りから申しますとまことに

どちらも不手ぎわで、遺憾の上ないと思

います。医療扶助に關連しております。

で、医務局長並びに社会局の關係の

ことにつきましては保護課長さんに明

していただいて、迫つて局長あるい

は、医務局長に連絡しておると思ひます。

○尾崎説明員 各府県の実情は私

らかには承知しておりませんが、大

体本省の指示が口頭で行われました

で、それを受けまして、あるいは文書

で出したところもありましょ

う。いずれにしても末端の福祉事

務所には連絡しておると思ひます。

資金計画、財務諸表、借入金等につきましては、その業務が国の代行業務たる性格にかんがみ、労働大臣の認可を受けることを要するものといたします。

第五に、事業団は労働大臣の監督に服するものとし、労働大臣は事業団に監理官一人を置くことといたします。

一年八月十五日に東京都の民生局長が、民保護発第八三九号、生活保護法による医療扶助の適正実施についてといたしておられます。

まずお尋ねいたしますが、昭和三十一年文書を福祉事務所、地方事務所あるいは市等の長あてにマル秘でもって通達を出しておる。この事実を御存じなさいましょか。なおその内容等についても御存じございましょう。

第五に、事業団は労働大臣の監督に監理官一人を置くこととし、また事業団の業務ができることとし、また事業団の業務の監督上必要な命令等をすることといたします。

○栗原委員 そのような本省からの指示によつて、都あるいは府県等においていろいろな取扱いが行われておる、その取り扱われておる実情は、本省で指示しておるその精神にのつとつて執行されておる、このように認識されて

○尾崎説明員 私どもの精神は御質問
があればお答えしてもよろしくどうぞ。
いますが、生活保護の具体的な事務執
行は、この医療扶助の問題だけでなし
に、いろいろむずかしい点がござります
して、往々にして私どもの精神通りに
やってくれないものも例外的にあること
とは否定し得ないところでございま
す。しかく概してはよく私どもの精神
を体してやってくれているというふうに
に了解しております。

政区域外といいますか、その行政官庁の指定施設外に委託しておる患者あるいは新たに指定施設外に委託をしようとする患者、こういうものに関する問題であります。いろいろ聞くところによりますと、これはむろん原則としてその都道府県の患者は都道府県の指定した施設に委託する、これは当然だと思います。しかしそれは新たな者であつて、その以前から指定施設外に委託されておる者については十分配慮を行われてしかるべきだ、こう考えるのですが、この点はいかがでございましょう。

委託するというふうに取り扱わなければならぬということは、その際にも指示しておるわけあります。従いまして問題は主として今後の取扱い方にある、そこに重点があるということをお話の通りでございますが、しかしながら従来病院、療養所に入っている患者につきましても、医療に支障がなければできるだけその県の病院、療養所に引き取るということはやつても差しつかえないというふうに私どもは通達をいたしております。

○栗原委員 実は最近群馬県の大日向の療養所に一つの問題が起つたわけでございます。それは現在東京都の板橋区志村中台二千八百一に住んでいる國府田きんさんといふ人が大日向に入院しているわけであります。この國府田さんは群馬県の利根郡に前に住んでおりまして、昭和三十一年の六月に発病して大日向莊に入荘いたしました。当時利根郡福祉事務所から生活保護法の医療扶助を受けて入院したわけであります、家庭の都合でその家族は本三十二年の一月に東京のただいま申し上げました住所に移つたわけです。従つてこの二月からの医療券は東京都の板橋福祉事務所の志村支所から交付されている、こういう実態であるわけであります。本人の病状はどうかと申しますと、両方の肺に病葉がありましたが、化学療法が非常に調子よくいきまして、近く肺切除が可能になつたわけであります。ところがこの三月十九日、東京都の板橋福祉事務所の志村支所から大日向莊に電話がありまして、國

府田さんは東京の出身者だから東京の指定医療機関に入つてもらわなければならぬ、ついては二、三日うちに大日向に伺うから、こういう電話があつたと、いうのです。そこでその翌二十日の午後一時、ごろ同支所のケース・ワーカーである松村謙二さん、金子幸太郎さんの二人が西武のハイヤー、番号三の七八九八一で大日向を訪れて、国府田さんに対して、あなたは東京の福益で保護を受けているのだから東京の病院に入つてくれ、手術は從つて東京でやつてもらうのだ、とりえず長塙病院に落ちついて、その後東療や中野に入つてもらうのだ、こういうことを通告したそうであります。その間施設長には何らその理由を告げてもおらぬし、直接受本人に通告して何ら書類等の提示もない、こういうことで本人に有無を言わざず連れ去ろう、こういう姿になつたといふのであります。しかもこれは先ほど申しました昨年の八月十五日の民生局長の通達の第一項の指定外の施設における患者の取扱いについてといふところから抜つたよう見られる、こういふのであります。そこで、そのケース・ワーカーの言うのには、民生局長の命によつて三月三十一日までにはどうしても都内の施設に移れと引き揚げたそちらでありますけれども、こういう状態はなかなか容易ならない問題だと思つのであります。こういうことに關して、おそらくそれは本省の

趣旨とは違うんだ、こうお答えにならうと思いますけれども、これは一方的な話で、両方つき合わしての調査をして、私も関心をもって調査したことなどございます。その際にわかりましたことは、東京都側としては、この調査は一月ほど前だったのですが、その時期までは他府県における患者を東京都に移したという事例はほとんどないというふうなことがわかつておったわけであります。従いまして、今のそういう事例は、おそらく初めてのケースか、あるいはごくわずかの場合の一つに当るというふうに考えられます。が、お話をのように第一線の福祉主事といふものが、非常にむずかしい仕事を担当しておるわけでありますから、患者に法の立場あるいは仕事のやり方の内容を懇切丁寧に教えて、それで患者も気持ちよく協力してくれるというふうな関係を持つていいのが理想的なんですが、現実はなかなかそういっていませんが、あるわけです。従いまして、今のケースも果して福祉主事の話しが悪かったのか、あるいは実際問題としてわれわれの方針通りだと言えば、私ども——私も医学的な問題はわかりませんけれども、医療上支

○栗原委員 これはたまたま群馬の大臣向莊に起つた問題ですが、いろいろ情報等によりますと、たとえて言うと、鹿児島県において隣県の宮崎県の都城に委託してある患者に対しても盛んに県内に引き揚げを強要する、引き揚げなければ補助給付を打ち切るといふことまで患者に思わせるような口ぶりで持ち込んでくる。さてそれは引き揚げるということになると、鹿児島県には実際に受け入れられる施設がない、こういうようなことでやはり問題が起る。また一方においては、そのようにして県内の指定施設に患者を入れるべきだ、こういう原則を立てておるけれども、軽快作業ベッド等の問題に關しては、福井県、富山県等では、これは指定でなくして、そういうことを希望すると、石川県にあるから今度は石川県に出でて、こういう趣旨とは全く相反する、矛盾したようなことを強要する。口頭によるお指図であったと言つておられますけれども、東京都においては堂々と、マル秘ではあるけれども、文書で流しておる。各府県においてもおそらく同様な文書が流れていると思う。これらはこういうことを中心にして具体化してきたといふので、患者の人たちも非常に心配しておるわけです。そこで私はここで当局の方々にはつきりしていただきたいことは、新しく入る入るたちはむろん指定のところへ入つてもらひ、これはけつこうです。ところがすでに入つておつて、その後通達を受けたということで、行政区外に入つておるとか、ある

いは事情によって住所が變ることに起きた場合には、ほんとうに病人を中心にして、快癒するまでめんどを見てやつていただきたい、それには具体的に本人の希望、といえばわがままもありましよう。しかしこれを客觀的に見れば、主治医の判断あるいは莊長の判断、こういうものがやはり大きなかつて、そういう指定地区外あるいは指定施設外における人を引き揚げなければならぬような場合には、やはりどこまでも莊長あるいは主治医の意見を主体としてやるのだとすることをぜひとも明確にしていただきたいことと、いま一つは、ただいまの国府田さんの問題は、一方的であるといえはそれまでですが、事態がこういうことで莊長あるいは主治医也非常に心配しておる。しかもこの三十一日までに引き揚げるのだと志村の支所のケース・ワーカーはがつちりと伝えて引き揚げた。こういうことで非常に心痛して、むしろ病状が進むというような形にさえなつておるというので、この際何らかの手を打つならば、引き揚げでもらつてけつこうですけれども、そういうことにおかまないなしに、ただ一片の通達で、上から命令だということをやることなしに、やはり一応ストップして、十分莊長なり主治医の意見を聞いて、その上でこういうことを具体化してもらいたい、こう考えるのですが、この点につ

○尾崎説明員　お話のよろに、確かにうとういう從来入つておる患者を移しますときには医療上支障があれば移すべきではありますんで、その辺の判断は当然患者の主治医なりあるいは医療相談者の判断を十分尊重してやらなければならぬという意味合いでおきまして、福祉事務所としても、その辺の連絡は十分つけるべきであるというふうに私もども考えます。従いまして、そういう点何らかの機会に明確に下部の方に流したいと思つております。

○栗原委員　何らかの機会といふのは、私としてはきわめて不満足なんですね。とにかくすでに通牒を口頭ではありますけれども流して、最末端まで行つておる。しかも実際において、親の心子知らずといふことは昔い過ぎかもしませんが、必ずしも心持にそくわなない面が、特に新たなる委託患者でなくして、前々からいる委託患者の中に起つておるということを耳にした以上、やはりこういうことがあるからこれについてはかくすべきである。こういう注意をしろということを明確に流していただきたい。これをはつきりしてもらいたいと思うのです。この点いま一度、重ねてお尋ねいたしますから答弁を願います。

○尾崎説明員　何らかの機会にと申上げましたのは、できるだけ引き延ばさずとかそういう意味合いでございませんで、実は近々医療扶助に関しては、それでも全国的に通牒を流したいと思つておりますから、その中に織り込んでおる、そういう趣旨で申し上げたのであります。

○ 梶原委員 それでは最後に、具体的な問題になつておる国府田さんの問題ですが、これは三月三十一日までにどうしても連れてこい、こういう命令で来ておるのだ、こう支所の方々が言いつつ切つておるわけです。それではということで当日は一応分れておるわけですが、三十一日に万一一これを強行して、引き揚げるべきでない人を引き揚げたら、重大問題が起らうと思ひますので、この点一つ早急に間違いのないような手配をしていただきたい、こう思ひます。これに対するお考えを伺つて、私の質問を打ち切りたいと存じます。

○ 尾崎説明員 さつそく調査をいたしましたして、その点不都合のないように措置いたしたいと思います。

○ 清井委員 関連して……。実は今問題について先日私が一般論として朴会局長に御質問をしたのですが、局長はそれぞれの県の生活保護の患者者がその当該県でやるのは当然ということを実は御説明になつておつたのです。しかしこれは、なるほど医療券をもらつた患者は、その県でやるという原則論についてはいいと思うのです。しかしながら東京みたように、この空気の悪い中にどんないい病院があつても、千葉県や近郊の県といふものは今までこぞつてみな結核療養所を建てたのです、近郊の方のがいいんだということです。ところが今度それを生活保護の患者について、は近県に行つてはまかりならぬ、いろいろなこういう原則からいつていうことになると、医務局長さんお見えになつておりますが、患者を治療するいわゆる安静、栄養と清浄な空氣とも反することになるのです。单なる生

活保護行政、社会局の御都合だけで、せっかく患者が希望して入院しているとの病院を引き揚げさせて、そして患者を東京都内に移すということは、どう見ても科学的な理論ではない感じがするのです。一体そういう相談を医務局は社会局から受けられたのかどうかということです。医務局長さんおいでようだから、それをちょっとと御説明願いたいと思います。

○小澤政府委員 実は先ほど栗原先生のお話の東京都の民生局長通牒といふものは、私が医務局長に就任する以前のことでありまして、その間のいきさつについては存じておりません。ただ医務局といたしましては、御承知のごとく、病院なり診療所なりにつきましては、それぞれおのずからなる診療圈というものがあると思います。これが主として患者のうちと病院との距離の関係、交通関係によつて支配される、またはその病院の医療能力と申しますか、専門科名によつて支配されるのではないかと思います。そのことは同時に、患者の医療にとって最もお互いに都合のいい場所の病院ということになると存ずるのでござります。社会局のお考えは、先ほど尾崎保護課長がるる申し述べておきました通りに、患者の診療第一主義である。患者の診療を主体にいたしまして、あと法の施行の上におきまして、患者の都合のいいように、お互の便宜を考えながら適正に運用したいという趣旨において答弁しておられるようでございますして、その限りにおきまして私はその趣旨には賛成なのでございます。決して社会局といたしましては最も都合のいいところにある患者を無理やりに主

○菅井委員 医務局長さん、あなたの考へは毛頭ない、またそりうることがあつては医務局としても困る、かように存じておる次第でござります。

うわべの答弁はそれでいいと思う。しかし現実は、東京から千葉県に入院しておつた生活保護の患者は全部引き揚げさせられております。それから今栗原さんからの質問のように、やはり近県に東京の患者が行つておつた者は引き揚げさせておるので、これは事実なんです。この前社会局長さんは、生活保護の患者がそんな遠いところに行けば、交通費もかかるし、うちから見舞なんかも行くから、そんなことはないはずだとおっしゃる。しかしこれはやはり金があろうとなからうと、人間の生命に觸するときには金勘定じゃなくて、借錢して無理したって自分の信頼する医者に見てもらおうといふのは人情です。それをただ生活保護の予算の関係だけで、東京のものは東京でなくちゃならぬ。そうしてわざわざ好んで入院しておるところから引き揚げて来させるといふのは、あまりにも行政的過ぎて、全く病氣といふものを無視しておる。そういうことが、それじゃ生活保護の経済にいい影響を与えるかと云ふ立場でやつて、こういうことなんです。最近の社会局の行政といふものは、日の当らない一番弱い国民層を対象にする行政が非常に血も涙もない

八

ということが言われておる。社会局はみんなからありがたがらなければならぬのに、怨嗟的の的になりつつあるといふことですね。ここに出てきていつも問題になるというのはそういうことです。社会局の取扱いが悪い。社会局はここの国会の答弁では、悪くしておりませんと言ふけれども、結局末端においてそういう取扱いが現実に行われておるということは、社会局長なり厚生大臣の指導が悪いということになります。だからこれは医務局長さんにおいでもうそいが現実に行われておるということは、社会局長なりけれども、しかし事やはり医療行政に關することなんです。病院がそういう冷酷な取扱いをやらなければならぬといふことなんですね。たとえば普通の医療機関が、金を払わぬからといってこれをおつぱり出してごらんなさい、どういうことになるかといふことです。大問題です。ところがたまたま金を出しておる社会局が病人を無理に連れて帰っても、病人は何も言えぬといふことなんですね。こういうことは医務局の立場としては許されぬことです。こういう点は嚴重にあなたの方から社会局に通告をして、そして抗議をして、そういうことをやつてはいかぬというべきです。医療券というものは自由でなくちやならぬです。憲法でも明らかに最低生活を保障されておりまします。しかも国が出したものであるからどこかの医者へ行けといつて指定する権限などない。指定医療機関ならどこへ行つてもいいはずなんです。それをどこか特定のところでなければ行くことはならぬということは、私は行き過ぎもはなはだしいと思う。こういう点あなたはどうお考えになるのか、また

社会局としてはどうお考えになるのか。私はこれはちょっと行き過ぎだと思ふんです。

○小澤政府委員 社会局の一般的方針は、先ほど尾崎課長が述べ、かつ私が受け取っているような考え方だと思います。ところがその趣旨が必ずしも末端に平らに通つて徹底しない場合もあり、従つて先ほど例としてあげになりました大日向荘のような事項もそのために起るのではないか。従いまして医務局といたしましては、今後とも社会局との問題については十分連絡のとれたしたいと思います。かようなケースが起きたならば、ケース・バイ・ケースで事情を調べて善処したいと存じます。

○瀧井委員 尾崎さんにお尋ねしますが、大体あなたの方から通達を出す前には、東京都から東京都内の都民が生活保護関係での程度他県に入院しておったか、そしてその通牒を出した現在の結果はどうなつておるのか、これを一つお示し願いたい。

○尾崎説明員 今手元に具体的な資料がございませんので、数字をあげましてお答えいたしかねるのでござりますが、埼玉、千葉——これは私一回数字は見たことがあるのですが、ちょっと忘れましたので、その点はあとからまた数字をお知らせいたしたいと思いますが、大体二、三千人じゃなかつたかというような記憶もござりますけれども、その点は非常にあいまいでござります。

○瀧井委員 埼玉、千葉等に東京都から二、三千人の入院患者があつた、それであなた方が通達を出した後にその二、三千人の入院患者たちがどういう

工合に変化してきたかといふことをなさないで、おそらく私はそれが非常に少くなつてきていると思っている。ほんとうにどうのじゃないか。その結果はおそらく調査が出てきておるはずだと思ふのです。通知を出したのは去年の八月十五日でしよう。その後から現在おとどけたところでは、予算編成のときに入院料その他工合の予算に当たる検討が行われておると思うんですが、どういう工合になつておるか。これはおよそお答えできるでしょうか。

○尾崎説明員 実は先ほどもお答え申しあげたのですが、一月ほど前だつたと思うのですが、資料を埼玉、千葉からとりまして調べたことがございまして、同時に東京都の責任者にも来てもらつて事情を聞きましたが、そのときはまでは東京都としては県外から患者を移したという事例はない、こういふふうに言つておりました。従いまして、あるいは末端の福祉事務所の方でそちら辺の連絡が漏れておつて、例外的にあるものもあるかもしれません。しかしながら、東京都の責任者といつてしまつては、東京都としては県外から患者を今まで引き上げてはおりません。なおあの通牒を出されたあとでも東京都から他県への委託は行なつております。もちろんこれも例外でございますが、今まで引上げてはおりません。なお行なつておるものも百名ぐらいあるといふふうに言つておりました。そういうふうに承知しております。

○鴻井委員 いすれあとでけつこうでござりますから、東京都から近県に入院しておつた患者の数、それが昨年八月十五日に通牒を出した後における変化をぜひ資料として出していただきたい

い。同時に千葉県から東京に来ておられる、千葉に引き揚げた、埼玉も同じですが、東京近県のものを至急に資料として出していただきたいと思います。それからいま一つ、一休今までそぞろと、いう通牒を出さなくてやつておったところを、なぜ現在になってそういう通牒の自主的な判断に待つべきものであつて、交通費がかかるからお前は悪い寺院へ行けとかどの寺院へ行けという拂はれないはずです。そういうことまで生活保護で世話をやくということになれば、私は基本的人権の侵害だと申され、それで医療選択の自由を阻害するべきな打撃を受ける。こういう寺院行政をしておつた患者を千葉なり埼玉の病院へ引き揚げれば、その病院の經理は土木工事になる。もし二千人、三千人入院したことになると、その根本原因はどこにあるか、この立場からも問題があるわけです。なぜそれを昨年の八月十五日になつたら突如としてやらなければならなかつたのか、その説明願いたいと思います。

として常にその両者の調和をはかっていかなければならぬというよう考へてあります。遺憾ながら、昨年暮れまでの実情は、ある意味においては、たとえ極端な例ではござりますが、青森県の患者がぜひ東京の清瀬に入りたいとか、そういう事例もございまして、私どもとしては、そういう場合には、たとえ大病院で、そのような場合には、やはり青森県にもそれだけはならないだらうと、さういうように考えます。しかしながら普通の結核性疾患なり普通の疾病的治療の場合には、やはり青森県にもそれ相当のお医者さんがいるので、そういうところから交通費という問題も出てきましょう。さらにわれわれが考えなければならないのは、医療扶助がだんだんそいうふうに重要になっておりまして、患者が医療にかかる、病院に入院するといつて、それをほうりっぱなしにするというような従来の傾向は改めてもらいまして、十分入院、入所中の患者とともに出身世帯の方ともケース・ワーカーが連絡するといふらうことでケース・ワーカーを重点的に取り上げていかなければならぬといふようなことから、昨年の八月の指示でその辺をやつたわけございます。

えは青森の患者が東京へ入院しているならば、東京のケース・ワーカーに調べてもらつて通知すればいい。その行政には血が続いているはずです。血が続いていないで、東京は東京、青森は青森とやつているところに問題があるんです。それはあなたの方の行政の無能力をはしなくもこの生活保護の問題で暴露している。それは医務局とあなたの局との間の連絡がうまくいっていないことを暴露している。

題でございまして、およそ社会福祉主事、ケース・ワーカーというものはそういう点についてよく要保護者に対し納得するように取り扱つてやらなければならぬという根本的な前提があるわけです。その点につきましては、御指摘のような例外的に悪い事態があるかもしれません、できるだけ私ども努力いたしまして、中央、地方と一体化をはかりまして要保護者に信頼関係を打ち立てるようにならねばならないと考えます。

○山下(春)委員 関連して、滝井委員のだんだんの御説を伺つておりますが、國民全体の医療ということを考えたる厚生省としてそら考へるべきだということに私別に異論を申し上げるわけではありませんが、今の旅費だけといふお話をござりますけれども、生活保護法による医療は國が八割地方が二割になつております。先ほど尾崎課長の御答弁の東京都から都外に二三千人、かりに三千人といつてしまえば四千五百万円といふ大きさばかり費用が国と地方で要るわけあります。滝井先生の方の同士であられる北海道の田中知事から昨年の夏私は非常に痛切に訴えられたことがあるのです。この公費負担をこれ以上はもう北海道府としても負担し切れないのだ、大体一億二千五百万円くらいこれは結構予防法を合せてありますけれども、生活保護法と両方で持つておる、これ以上はとても道の力としては負担しきれないということを聞いた。北海道は海がありますから青森から北海道に入院するということはおそらく非常に少いだろうと思います。しかしながら東京のような富裕県が三千人も県外

に出しておるということはゆゆしき問題で、地方財政が今日のよな状態でありますと、なるほど理想は滝井先生の仰せられたる通りでありますけれども、この負担が今滝井先生の仰せられるよう考へておられる患者の希望だけを行われますと、地方の行政はとても立つていいかないと思うのであります。その点に医療を受ける患者の希望だけを行われ対してあなた方が旅費等の問題、患者が病院に通院するための便宜のためにお考えであるならば私はこの問題に異論があると思うのであります。その点は支払い状況等の問題から地方財政が非常にそういふことで圧迫を受けておるという現状があるのかどうなかか。その点はどういうふうになつておられますか。

○尾崎説明員 御指摘のように生活保護費は総額が非常に膨大なものでござりますので、たとい二割の負担でございましても、地方公共団体としてはその負担にたえかねるというような訴えをしてくるところもございます。しかし私が今承知しておりますところは、都道府県よりはむしろ市の方にその問題があるよう聞いております。全国の市長会でもたしか御決議になりまして、全額國庫負担にしてくれといふところです。その点については従来の方針を変え上りますれば、少くともその県の患者のつもりはございません。なお今県外の問題がその問題とどう関連あるかということございますが、その点は確かに県外へ入院の場合にその県の負担になるので

ござりますから、その点はあまり県外入院の問題は今の問題とは直接関連はないません。むしろ旅費等の問題と申しますのは、本人と家族との交通関係、それから滝井先生も先ほど御指摘がございましたが、遺憾ながらやはり現在の福祉事務所というものは必ずしも理想的に充実されておりません。ケース・ワーカーが非常に過勞な状態にある現状でございまして、その点はやはり行政事務の能率化という配慮も必要な点でございまして、その意味において、ケーズ・ワーカーが病人と出身世帯と一緒にめんどうを見るというような配慮が必要ではないかと思ひますので、そういう点からもその方針をとつた次第でございます。

○山下(春)委員 もう一つの問題は、福祉事務所がわいを取つて医療券を発行するというようなことがあります。されば、これはゆゆしき大問題で、私の承知しておる小さな範囲で、いろいろなことからいと、先ほど尾崎課長が言われた通りに、上からは規則を守れと言われ、下からはほんとうにせつない訴えがある。その中で非常に苦しんでおるが、私の知っているあまり大きな範囲でないところでは、ケース・ワーカーと福祉事務所の努力といふものは、恵まれない措置のもとに全くよくやつてていると思うのであります。そういうことで、これは滝井先生が御指摘になつたようなケースもないとは限りませんから、今後そういうところに幾らかでも国民の不平が胚胎するような事件があつては大へんなことでありまして、嚴重にその点は下へ流して、そういう疑いを受けることのないよう

○滝井委員 この機会に言つておきたのですが、先般大臣は医療券を健康保険の請求書とともに、簡素化するという聲明をされておるわけです。従つて生活保護の医療券をどういうふうに簡素化するか。あれは予算委員会の当時ですから一ヶ月以上の期間がたつてゐるから、それがあればこの機会にいつまで発表してもよいらしい。そういう構想を御発表願いたいと思います。それから医療券のわい問題でござりますが、それはどういうことによつてそういうことになるかと申しますと、さいぜんも申しますように、病院を指定をしていくわけです。どの病院といふことを医療券に書いてあります。そうしますと、患者の自由意思にまかせて、医療券を渡すときに、まずそこの人聞いてから書くのならば、これはいいわけです。そういう指導の方

ところが福祉事務所の方で初めてから医療券に病院の名前を書くということになると、それは、これは問題が出てくる。そうして福祉事務所の書いたところにみんなが福事務所の方で初めから医療券に病院の名前を書くということになると、それは、これは問題が出てくる。そこでそこからあたりの指導をよほどうまくやつておかないと、弱い患者といふものは、結局自分の意思の病院に行けないところになる。それはどうしてかといふと、食う方のお世話にもなつていて、対の行動は、弱い者はなかなかそれにならぬといふのは、そういうことになると、そこには、福事務所の意向と反対の行動は、弱い者はなかなかそれにならぬといふのは、そういうことになります。それはあなた方、東京の末端の医者に行つて尋ねてごらんなさい。必ずお前は、交通費はおれの方が払うんだから、この近くへ行きなさい、近

くならあの病院だ、ということになる可能性が出てくるのです。そこにおいての問題が出てこざるを得ない。そういう問題が出てこざる問題だ。だから今後注意していかなければなりません。それはあなた方、東京の末端の医者に行つて尋ねてごらんなさい。必ずそういう不満が出てきます。どこかに医療券の集中しているところがあるは

すです。どうしてそこに医療券が集中しているか、お調べになつてごらんなさい。いろいろな問題が出てくるはずです。これは社会で一番弱い人を扱う行政ですから、だからそこらも手心をちよつと加えることによつてどうにでも動くのですよ。選挙のときだつて生活保護の患者をつかまえるのは一番確実だといわれている。ここにバスが妊娠するのですよ。だからそういう点はよほど注意してもらわなければならぬということなんです。私はそういう点は御注意をきようは申し上げておきます。今後簡素化について、具体的なものをおつ兒童福祉法が上るまでの間にお示しを願いたい、こう思うわけであります。これを要望して一応質問を終ります。

○藤本委員長 次会は明二十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和三十二年四月三日印刷

昭和三十二年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局